

令和7年2月18日

保護者の皆様

新潟県立吉川高等特別支援学校長

### 学校における薬の取り扱いについて

学校での薬の管理は、保護者の方からの依頼に基づいて行っています。学校において薬(市販薬を含む)を所持・使用する場合、災害等により帰宅困難になった場合に必要となる薬がある場合には、薬に関する依頼書をご提出ください。下記の内容をご確認の上、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 学校における薬の取り扱い

- (1) 学校において使用する薬は、生徒本人が所持することを原則とします。ただし、次の場合には保護者の方の依頼に基づき、薬を預かります。
  - ① 緊急やむを得ない措置として投与する薬
  - ② 冷所保管などの保管条件がある薬
  - ③ 生徒本人による管理が困難な場合
  
- (2) 医師の処方を受けた医薬品について、次の条件を満たしている場合、保護者の方の依頼に基づき、薬の使用の介助が可能です。
  - ① 容態が安定していること
  - ② 医師又は看護師による経過観察が不要であること
  - ③ 医薬品の使用方法について専門的な配慮が不要であること
  
- (3) 学校での預かりや使用の介助ができる薬は、医師の処方を受けた医療用医薬品に限ります。
  
- (4) 症状に応じて使用の判断が必要な薬(頓服薬)は、教職員が使用の判断をすることはできません。使用前に保護者の方にご連絡する場合があります。
  
- (5) アナフィラキシー発症時に使用するアドレナリン注射液(エピペン)、てんかん発作時に使用するジアゼパム(ダイアップ)などの坐薬及びミダゾラム口腔用液(ブコラム)、重症の低血糖に使用するグルカゴン点鼻粉末剤(バクスミー)は、保護者の方の依頼に基づき、教職員が生徒に代わって使用する場合があります。

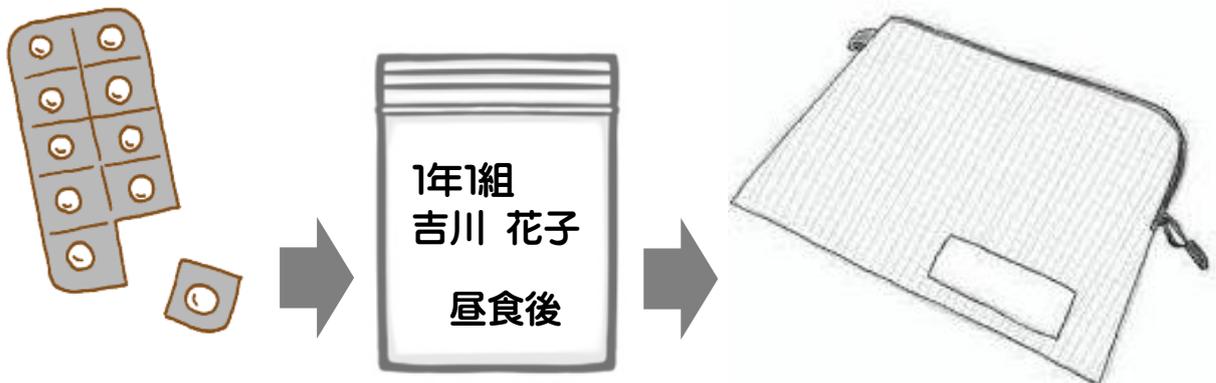
## 2 提出するもの

- (1)薬に関する依頼書【様式1～3】
- (2)薬の説明書(コピー可)
- (3)薬(預ける場合のみ)

	薬の例	提出書類	1回に預かる量
定期薬	抗アレルギー薬、抗喘息薬、向精神薬等、 <u>毎日定時に使用する薬</u>	・「薬に関する依頼書(定期薬・臨時薬用)」【様式1】 ・薬の説明書(コピー可)	1日分
臨時薬	かぜ薬や花粉症の薬、目薬、塗り薬等、 <u>短期間で一時的に使用する薬</u>		
頓服薬	鎮痛剤、向精神薬等、 <u>応急処置として使用する薬</u>	・「薬に関する依頼書(頓服薬用)」【様式2】 ・薬の説明書(コピー可)	2回分
災害時	災害等によって帰宅困難な場合に必要となる薬	・「薬に関する依頼書(災害時用)」【様式3】 ・薬の説明書(コピー可)	2日分

## 3 薬を預ける場合の提出方法

- ・1回分ずつ分けて、密閉できる収納パックに入れてください。
- ・収納パックに学年・組、氏名、使用する時間をご記入ください。
- ・上記をファスナー付きケースに入れてご提出ください。



## 4 その他

- ・薬の種類や量が変更になった場合は、依頼書を再度ご提出ください。
- ・依頼書と薬は毎学期末にお返しします。新学期に新しいものに差し替えてご提出ください。